

平成 21 年度第 1 回

地域密着型地方自治制度研究会議

— 参考資料集 —

H21.8.6

福島県市町村行政支援プラン

平成15年1月 7日策定

平成18年3月31日改定

1 策定の考え方

地方分権の進展や少子高齢化の進行など社会経済情勢が変化している中、住民にとって最も身近な行政主体である市町村は、地域の在り方は地域が自ら決定するという地方自治の基本的な考え方に基づき、主役である住民が基本・起点となる地方自治を実現するため、地域における幅広い事務を自主的・総合的に処理できる体制を確立することが必要であり、そのためには、より効率的な行政体制の確立と行政政基盤の強化を図ることが求められる。

このような要請に対応するために、市町村は、主役である住民の自治意識の高揚を図り、将来的な方向・ビジョンを住民とともに構築し共有した上で、徹底した行政改革、住民等との連携・協力、税財源の確保など、最大限の自助努力を行うことがまずは必要である。しかし、それぞれの市町村が抱える事情によって、そうした努力を講じても解決不可能であったり、非効率であるような事務については、地域の実情に応じた制度・政策提案等も視野に入れながら、他市町村や県との広域的な連携を図っていく必要がある。

県は、市町村のこうした取組みに対して、その自主性・主体性が十分に発揮されることを基本に、できる限りの支援を行うものであり、本プランは、この支援策の方向性・骨格をまとめたものである。

2 支援の考え方

県が支援を行う場合の基本的考え方は、以下のとおりである。

- ① 市町村の自主的・主体的な判断・取組みを尊重する。
- ② 市町村の求めに応じ、イコールパートナーとして地域の課題を共有し、市町村と県それぞれの役割に応じて十分な連携を図り、適時・適切な支援を行う。
- ③ ②に資するため、市町村の実情を踏まえつつ、市町村が取り組むべき課題や対応策等についての検討・研究を継続的に行う。

3 支援策

市町村の行政体制整備に向け、以下の支援を行う。

(1) 市町村と県の連携体制の確立

市町村の自主的取組みだけでは解決困難な地域課題に対応するため、地方振興局に

設置する「地域連携室」を通じ、課題解決に向けて出先機関が横断的に取り組むとともに、本庁に設置する「地域連携支援プロジェクトチーム」においても、部局横断的に支援していく。

(2) 自治制度改革の研究・提言

より実情を踏まえた自治体運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置して、地方自治法や個別法で画一的に定められている各種制度について市町村の規模等を踏まえた制度改革の提言や、住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言等を行う。

(3) オーダーメイド権限委譲

県側から移譲可能事務のリストを提供しながら、市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲するなど、市町村の実情に応じた柔軟な権限移譲を行う。また、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実を図ることにより、市町村の円滑な事務遂行を支援する。

(4) 行政改革に対する助言等

行政改革に取り組む市町村に対し、行政運営の見通しを策定するにあたっての必要な助言や情報の提供、財政診断等の支援を行う。

(5) 自主財源確保への協力

自主財源の確保のため、市町村と連携し併任徴収や直接徴収等を実施するとともに、法定外税等市町村の新たな取組みの検討にあたっては、適時・適切に助言を行う。

(6) 人的支援

市町村が地域の課題に対応する能力を強化するために必要な職員の能力向上に向け、人事交流や実務研修生の受入れ、専門的職員の派遣等の人的支援を行う。

(7) 政策法務支援

地域の課題解決に向けた政策法務体制を強化するため、法的側面支援や条例規則化等制度設計への助言など、市町村への政策法務支援の充実を図る。

(8) 広域的取組みの調整等

市町村が、他市町村との機関・職員の間共同設置、事務の委託、一部事務組合の拡充、広域連合の設置等を選択しようとする場合、関係市町村間の調整等を行う。

険事業の共同実施化や広域連合等の設立による国保の広域運営化を行おうとする市町村に対し、調査研究・実施等の環境づくりや調整交付金等による支援を行う。

(6) 市町村と県が共同で行う医師確保事業

歳しい医師不足の中で、市町村立病院及び診療所、県立病院の医師確保については各市町村、県がそれぞれ行っているが、円滑な医師確保及び適正な医師配置のため、奨学金支給による医師確保を市町村と県が共同で行うことや、市町村と県がネットワークを組みながら医師の配置調整を行うことについて研究する。

(9) 市町村と県の業務連携

7. 事務の共同処理・受託の検討

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村と県の事務の共同処理、事務の受託等について、制度化を含めて検討する。

4. 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、現場主義の観点から、市町村との協働による解決に向けた組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討する。

4 具体的取組み事例

(1) 個人住民税（市町村民・県民税）の徴収支援

市町村の徴収力向上のため、市町村税務職員（併任）による個人住民税徴収（併任徴収）、地方税法48条に基づく徴収引継（直接徴収）、相互人事交流制度を活用した徴収職員同士の人事交流を実施する。

(2) 地域における公共交通に関する協議調整

地域における公共交通の確保等について、市町村と連携の上、課題解決のための事業等の調整や提案を行う。

(3) 消防救急無線広域化及び消防指令業務共同運用検討会の設置

現在、各消防本部単位で運用している消防救急無線についての広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、広域化や共同運用の区域、運用方法等を検討するため、県と各消防本部で検討会を設置し、広域化及び共同運用に向けた調査研究を行う。

(4) 水道事業の広域的取組みの支援

市町村経営を原則とする水道事業における運営基盤強化のための有力な方策のひとつである、経営統合や管理の一体化を含む新たな広域化の取組みに対して適時・適切な支援を行う。また、地域の実情に即した広域化のあり方について、共同研究・提言を行う。

(5) 国民健康保険の運営の共同化・広域化支援

国民健康保険の歳しい財政運営を支援するため、隣接する市町村等との国民健康保

福島県における一部事務組合及び広域連合

No.	組合の名称	共同処理する事務	構成団体名
1	福島県市町村総合事務組合	常勤職員に対する退職手当の支給事務 消防団員等補償等事務 消防賞じゅつ金の支給事務 議会議員その他非常勤職員の公務災害に対する補償事務 (学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を含む)	県内全市町村及び一部事務組合
2	福島県市民交通災害共済組合	交通災害共済に関する事務	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市南相馬市 伊達市
3	安達地方広域行政組合	ふるさと市町村圏計画の策定・事業実施及び連絡調整 地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の実施及び連絡調整 消防(消防団に関するものを除く。) 自治センター ごみ処理及びし尿処理 一般廃棄物処理計画の策定 ゴミの収集、運搬、処分 一般廃棄物処理業の許可等 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理 浄化槽清掃業の許可等 救急医療体制の整備 斎場の設置及び管理運営 広域的情報通信網の整備及び管理運営	二本松市 本宮市 大玉村
4	伊達地方衛生処理組合	し尿処理	伊達市 桑折町 国見町福島市 川俣町 飯野町
5	伊達地方消防組合	消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)	伊達市 桑折町 国見町川俣町 飯野町
6	公立藤田病院組合	病院事業	国見町 桑折町 伊達市
7	伊達市国見町大枝小学校組合	小学校の設置・運営	伊達市 国見町
8	川俣方衛生処理組合	し尿処理	川俣町 福島市 飯野町
9	国見町・桑折町有北山組合	国見町、桑折町の一部地区の既得共有に係る土地に関する事務	国見町 桑折町
10	福島地方広域行政事務組合	ふるさと市町村圏計画の策定、事業実施及び連絡調整 地方拠点都市地域基本計画の事業実施及び連絡調整 養護老人ホームの設置、運営 指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業の実施	福島市 伊達市 桑折町国見町 川俣町 飯野町
11	福島地方水道用水供給企業団	水道用水供給施設の設置運営	福島市 二本松市 伊達市 桑折町 国見町 川俣町 飯野町
12	郡山地方広域市町村圏組合	広域市町村圏計画の策定及び連絡調整 広域行政の促進 地域振興の促進	郡山市 須賀川市 田村市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町小野町
13	郡山地方広域消防組合	消防本部及び消防署の設置、運営 救急施設の設置、運営	郡山市 田村市 三春町小野町
14	公立岩瀬病院企業団	病院の設置	須賀川市 鏡石町 天栄村 玉川村
15	公立小野町地方総合病院組合	公立小野町地方総合病院の設置、運営	小野町 田村市 平田村川内村 いわき市
16	須賀川地方広域消防組合	消防本部及び消防署の設置、運営救急施設の設置、運営	須賀川市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町
17	須賀川地方保健環境組合	し尿処理 ごみ処理 休日夜間急病診療所 斎場	須賀川市 鏡石町 天栄村
18	石川地方生活環境施設組合	し尿処理 ごみ処理 火葬場	石川町 浅川町 古殿町平田村 玉川村
19	田村広域行政組合	1.し尿処理施設の設置・維持管理及びし尿処理の事務 2.田村東部環境センターの設置・維持管理及び最終処分をなくごみ処理全般の事務 3.田村西部環境センターの設置・維持管理及び可燃ごみの中間処理の事務 4.灰溶融処理施設の設置・維持管理及び灰溶融処理の事務 5.一般廃棄物最終処分場の設置・維持管理及び一般廃棄物最終処分の事務 6.田村地方情報センター設置及び維持管理の事務	1、4、5、6 田村市 三春町 小野町 2 田村市 小野町 3 田村市 三春町
20	白河地方水道用水供給企業団	水道用水供給施設の設置、運営	白河市 矢吹町 西郷村泉崎村 中島村 棚倉町
21	白河地方広域市町村圏整備組合	広域市町村圏計画の策定及び連絡調整 消防(消防団に関するものを除く。) 研修(組合市町村の任命権者が行うものを除く。) 救急医療運営費補助事業 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務 組合市町村のうち白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村を結ぶ情報通信ネットワークの整備、管理	白河市 矢吹町 西郷村泉崎村 中島村 棚倉町矢祭町 塙町 鮫川村
22	東白衛生組合	し尿処理業務 ごみ処理業務 火葬業務	棚倉町 塙町 矢祭町 鮫川村

No.	組合の名称	共同処理する事務	構成団体名
23	西白河地方衛生処理一部事務組合	廃棄物処理施設の設置及び廃棄物処理事務(し尿・ごみ処理)	白河市 西郷村 泉崎村中島村 矢吹町
24	会津若松地方広域市町村圏整備組合	1.ふるさと市町村圏計画の策定、事業の実施及び連絡調整	1.2.3.4.5.6. 会津若松市 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 会津美里町 三島町 金山町 昭和村
		2.消防	
		3.し尿処理・ごみ処理	
		4.研修	
		5.介護認定審査会の設置及び審査判定業務	
		6.水道用水供給施設の設置及び経営	
		7.水道用水供給施設の設置及び運営	7.会津若松市 会津坂下町 会津美里町
25	喜多方地方広域市町村圏組合	ふるさと市町村圏計画の策定、事業の実施及び連絡調整	喜多方市 北塩原村 西会津町
		消防(消防団に関するものを除く。)	
		し尿処理・ごみ処理	
		救急医療体制の整備	
		研修	
		斎場の設置及び管理運営	
		喜多方プラザの管理運営	
		あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整	
		介護認定審査会の設置及び審査判定業務	
		喜多方地方広域的域情報通信ネットワークの整備及び管理運営	
26	磐梯町外一市二町一ヶ村組合	入会林野の維持管理及び処分	磐梯町 猪苗代町 湯川村 会津若松市
27	西部環境衛生組合	一般廃棄物の処理に関し、廃棄物処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に規定する事務	只見町 南会津町
		火葬場に関する事務	
28	田島下郷町衛生組合	し尿処理	南会津町 下郷町
		ごみ処理	
		火葬場運営	
29	南会津地方広域市町村圏組合	ふるさと市町村圏計画の策定、事業実施及び連絡調整	南会津町 下郷町 檜枝岐村 只見町
		職員研修	
		視聴覚教育	
		観光開発事業の総合調整	
		救急医療体制の整備	
		老人ホーム入所判定委員会	
		介護認定審査会の設置、運営	
		消防	
		特別養護老人ホームの整備	
		語学指導等の外国青年招致	
		地域医療支援センター	
		あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整	
		30	
消防			
職員研修			
准看護学院			
廃棄物処理(ごみ、し尿、産業廃棄物)			
共同汚泥焼却施設			
斎場			
構成市町村に波及する地域振興事業			
救急医療対策事業にかかる補助金交付			
介護認定審査会			
31	双葉地方水道企業団	水道事業	広野町 榎葉町 富岡町 大熊町 双葉町
		工業用水道事業	
32	相馬地方広域市町村圏組合	広域市町村圏計画の策定及び総合調整	相馬市 南相馬市 新地町 飯館村
		消防	
		職員研修	
		救急医療対策事業にかかる補助金交付	
		構成市町村に波及する地域振興事業の実施	
33	相馬地方広域水道企業団	水道事業	相馬市 南相馬市 新地町
		公営簡易水道事業	
34	相馬方部衛生組合	し尿処理場	相馬市 新地町
		ごみ焼却場	
		火葬場	
		病院	
		訪問看護ステーション	

No.	広域連合の名称	共同処理する事務	構成団体名
1	福島県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の事務 (被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業)	県内全市町村

事務の共同処理の状況(福島県)

共同処理		制度の概要	運用状況(H20.7.1現在)
法人の設立を要しない			
協議会		地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○ 設置件数：7件 ○ 主な事務：火葬場協議会 2件、学校給食センター協議会 2件
機関等の共同設置		地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の付属機関等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○ 設置件数：14件 ○ 主な事務：介護保険認定審査 7件、心身障害児就学指導審査 3件、障害程度区分認定審査 2件
事務の委託		地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の付属機関等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○ 設置件数：89件 ○ 主な事務：公平委員会 86件
別法人の設立を要する仕組み			
一部事務組合		地方公共団体が、その事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体	○ 設置件数：36件 ○ 主な事務：ごみ処理 14件、し尿処理 14件、消防 10件、救急 9件、火葬場 9件、介護保険 6件、上水道 6件、病院4件
広域連合		地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができ	○ 設置件数：1件（後期高齢者医療）

県と市町村で構成される広域連合(H21.4.1現在)

No.	広域連合名	設立年月日	構成団体	主に処理する事務
1	彩の国さいたまづくり広域連合	H11.5.14	埼玉県、 埼玉県内の全市町村 (1県40市29町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務
2	静岡地方税滞納整理機構	H20.1.15	静岡県、 県内全市町	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務 ・構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務 ・徴収業務に関する構成団体からの相談に係る事務 ・隠岐病院の設置、管理及び運営に関する事務 ・隠岐島前病院の設置、管理及び運営に関する事務 ・介護保険の実施に関する事務(県の事務並びに町村の事務のうち各種申請書の受理、各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く。) ・救急医療対策事業に関する事務 ・消防に関する関係町村の事務(消防団及び消防水利施設に関する事務を除く。) ・火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務 ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する島根県知事の権限に属する事務のうち関係町村が処理することとされた事務 ・知的障害者援護施設の設置、管理及び運営に関する事務 ・障害者福祉サービス事業(短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に限る。)の管理運営に関する事務 ・広域市町村圏計画の策定に関する事務 ・農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済事業に関する事務 ・レインボープラザの設置、管理及び運営に関する事務 ・フェリー「くにが」代替船建造に対する隠岐汽船株式会社への資金貸付及び償還に関する事務 ・隠岐広域連合人材育成基金の設置、管理及び処分に関する事務 ・知的障害児施設の設置、管理及び運営に関する事務 ・隠岐航路フェリー「おき」の設置、管理及び運営に関する事務 ・国民健康保険、後期高齢者医療制度の特別徴収に係る電子データの処理に関する事務
3	隠岐広域連合	H11.9.1	島根県、 隠岐の島町、 海士町、 西ノ島町、 知夫村 (1県3町1村)	

(出典) 総務省HPより抜粋

相互友好協力協定を締結

奥会津5町村—福島大

政策研究などで連携

人材育成目指す



金山町長、長谷川、三島町長、齋藤、柳津町長、井関

協定書に署名した（左から）目黒、井関、今野、齋藤、長谷川、馬場の各氏

柳津、三島、金山、昭和、只見の奥会津五町村と福島大は十五日、文化や産業、環境、教育などの分野の発展を目指し、相互友好協力協定を締結し、互いに協力し合うことを約束した。同大はこれまで福島市や白河市など単独の自体とは協定を結んでいるが、複数の自治体がある一地域との締結は初めて。

協定は、地域の政策一律夫金山町長、馬場孝課題の研究などを連携 允昭和村長、目黒吉久 して行い、地域活性化 只見町長が協定書に署名 や人材の育成などにつ 名した。森合正典県会 なる狙いがある。協 津地方振興局長が立ち 定締結式は三島町民 会った。

センターで行われ、今 締結後は奥会津シン 野順夫福島大校長、井 ポジウム」連携・協働 関庄一柳津町長、齋藤 による奥会津・歳時記 茂樹三島町長、長谷川 の郷じくし」が開かれ

た。福島大の教授らが奥会津地域振興の現状と課題などについて報告。続いて今野学長と五町村長らが「町村・県・大学の連携を目指して」と題してパネルディスカッションを行った。

活性化協を設立 五町村は同日、奥会津五町村活性化協議会を設立させ、共通の課題を抱える五町村の活性化に向けて連携を強化することを申し合わせた。会長には齋藤茂樹三島町長を選んだ。任期は二年。ほかの役員は次の通り。

- ▽副会長 目黒吉久（只見町）
- ▽会長 長谷川律夫（金山町）
- ▽監事 井関庄一（柳津町）
- 馬場孝允（昭和村）

奥会津の特産品が人気を集めたトライアル事業
＝東京・祖師谷商店街



都内にミヨッポ開設

奥会津5町村は、年間を通し都内各地のイベントや常設店舗などで取り組む「奥会津物産・観光トライアル事業」をスタート。第一弾として、東京・世田谷区の祖師谷商店街で開催された「ウルトラマンフェスタ」に出店、奥会津の特産品販売や観光PRを行った。

この事業は、5町村で構成する奥会津五町村活性化協議会が本年度から、NP

奥会津5町村 特産品が人気

〇法人ふるさと往来クラブ（東京）の協力を得て、3カ年計画で実施する。店舗では会津地鶏の焼き鳥（三島）やドクダミジャム（柳津）、赤力ボチャようかん（金山）、じゅうねんどレッシング（昭和）、じゅうねんゆべし（只見）などの特産品を販売。奥会津の魅力をPRした。来月22、23の両日には東京・多摩市で同様のイベントを実施予定。

高山 白川郷 金沢 松本

3市1村が誘客協設立

白川郷 加わり再結成 広域観光を推進

高山市や大野郡白川村、金沢市、長野県松本市が連携して誘客を目指す「松本・高山・金沢・白川郷誘客協議会」の設立総会が二十二日、松本市役所であり、三市一村の巡回ツアーなどで観光の推進を図ることを決めた。

(井上愛)



松本・高山・金沢・白川郷 誘客協議会 設立総会

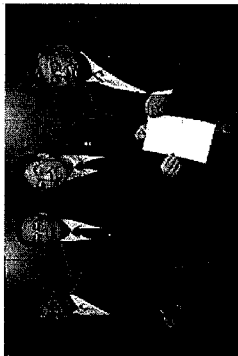
「松本・高山・金沢・白川郷誘客協議会」の設立総会で誘客活動について話し合う関係者＝長野県松本市役所

一九八九(平成元)年、山・金沢国際観光ル―に発足した「松本・高山」整備推進協議会に、世界文化遺産の合掌集のメディア、旅行業者落で知られ、全線開通らを、三市一村を巡るした東海北陸自動車道ツアーに招待して誘客沿いの白川郷(白川村)を巡ることを決めた。が加わり、再結成。会長には松本市の菅谷昭市長が就任した。設立総会には三市一村の観光関係の職員ら十人が出席。白川村の板谷孝明産業課長が「単独村ではできない大規模なPR活動で、誘客が促進できるのはありがたい」とあいさつした。

議事では本年度の事業として、香港とタイ

行政水準どう維持、活性化へ課題多く 「相楽東部広域連合」設立を許可

財政難に悩む京都府の笠置町と和束、南山城の3町村が府に申請していた「相楽東部広域連合」の設立が22日、許可された。実質的なスタートは、教育委員会が1本化する来年4月。行政水準の維持をどう図るか、相楽東部地域のまちづくりに広域連合をどう生かすかなど、議論すべき課題は多い。



「相楽東部広域連合」の設置許可書を山田知事（右から2人目）から受け取る3町村の首長ら＝京都市上京区・府庁

3町村は、広域連合の事務に定めた8分野のうち、教育以外の広報誌発行や児童虐待対策などは、すでに連携して行っている。

広域連合は、国や府の権限移譲の受け皿となり、構成町村に勧告もできる。幅広い事務を担える「特別地方公共団体」だ。

設置許可に際して、府は「小規模町村では難しい権限も移譲しやすくする」（山田啓二知事）といい、地元も「新しい行政需要に対応しよう」（堀忠雄和束町長）と応じた。

教育以外に今後、どんな事務事業を担わせるのか。3町村で別に一部事務組合をもうけている廃棄物処理をはじめ、福祉や観光などが想定されるが、各町村と広域連合の役割分担、将来の町村合併の可能性もふまえた検討が不可欠となる。

当面の教育委員会統合には、住民の不安がなお残る。教育委員は計14人から5人に減る。教委事務局職員も13人を9人にする予定だ。社会教育に携わる住民からは「従来通りの細かい対応ができるのか」と戸惑いの声が漏れる。

和束町に置く広域連合の事務所のほか、笠置町と南山城村に「分室」が置かれるが、こうした不安を解消できる態勢なのか、住民への丁寧な説明が必要だ。広域連合長は、25日に3町村長による選挙で決める。議員（定数12）は、各町村議会が26日に4人ずつを選ぶ予定。

教育委員会が発足 相楽東部広域連合 財政削減、効率化へ

過疎と財政難に悩む笠置町、和束町、南山城村で構成する「相楽東部広域連合」の教育委員会が1日、発足した。複数の自治体が広域連合により、教育行政全般を共同で担う方式を探るのは全国で初。



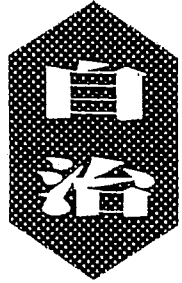
1日発足した「相楽東部広域連合教育委員会」の看板を掲げる広域連合の役員ら（和束町笠塚・町体験交流センター）

3町村と笠置中学校組合の計4つの教育委員会が統合した。教育委員が計14人から5人に、事務局職員が13人から9人に集約され、事務も一体化。2009年度予算では3町村で計4800万円の財政削減効果が見込まれるという。

和束町体験交流センター（同町中）内の広域連合事務所で行われた辞令交付式で、手仲圓谷連合長（南山城村長）は「3町村の厳しい財政難を切り抜け、生き残る手段として、力を合わせることにした。その効果を上げ、効率化を図ろう」と訓示した。

教育委員5人の互選で、初代の教育長に前木津小学校長の西本吉生氏（60）＝木津川市南加茂台＝、教育委員長に前和束町教育委員長の岡橋聖舟氏（61）＝同町別所＝を選んだ。

広域連合の役員らが「相楽東部広域連合教育委員会」と墨書された木の看板をセンター玄関に掲げ、発足を祝った。西本教育長は「3町村でそれぞれ行われている教育活動の良さを早く見いだし、一つにまとめて住民の信託に応えたい」と抱負を語った。



市町村合併が必然性ある、よい合併であるためには、当事者間に、①一体感の信頼感②公益感の醸成感③が醸成されていなければならぬ。①は日常の自治体間、市民間の交流による地域的一体感の存在、②は包み隠さない情報公開による相互信頼の醸成、③は新自治体における地域づくり政策の共有と共通利益への確信、④はこれらの要件を満足させるに足る、日ごろからの自治体間協力や合併協議における醸成期間の確保の問題である。

私はこの視点に「寛容性」を加えて道内の合併の成り行きをみてきたが、これらを満たしていると思われる合併は僅かであった。第一スナージの合併後に北海道地方自治研究所が行った全市町村対象の調査によれば、「十分な時間の確保」と「一体感の醸成」議会・議員・住民間の協議」はそれぞれ七五%以上が、また「情報の公開・共有」では五五%が「不十分だった」と答えている。この調査結果からも、よい合併を生むような自治体の他者感覚が成熟していないことがうかがえる。



北海道大学法学部教授
神原 勝

北海道の合併率は全国の三分の一にすぎない。それでも多くの市町村が任意あるいは法定の合併協議に加わった。市町村はここからどのような教訓を得たのだろうか。再び前出の調査

基礎自治＝個別十連合

によれば、「周辺自治体と比較して自分のまちを見直すことができた」七三%、「自治体運営の厳しさと自己責任をみんなが自覚するようになった」四四%、「自治体間協力が必要なことがみんなに理解されるようになった」三四%が上位を占めている。

この結果をあえて要約すれば、市町村は第一スナージの合併問題から、近隣自治体への目配りや自治体間協力の大切さを自覚するようになった、というところであろう。そうした認識の変化は、自治体間協力(私の表現では「連

合自治」として顕在化しつつある。広域連合をはじめ、様々な手法の活用によって、介護・国保など事務の効率化をめざす事務連合から医療・雇用・環境など政策目的を達成するための政策連合まで広がりを帯びつつ。

とはいえまた勢いは弱く、連合自治が正当な地位を得ているとはいえない。その第一の理由は集権制。集権下では自治体間にまたがる公共課題の解決は権限の所在に即して垂直方向で処理され、水平方向の自主的な協力関係が育たなかった。第二は完結主義。右

保てない。民主主義の問題は、連合自治の価値を正当に認識すれば、それとあいまって市民コントロールの制度づくりはさして困難ではない。日本の地方自治はその程度の能力は持っている。と信じていたい。

今後の基礎自治は、個々の市町村の「個別自治」とそれを補完する「連合自治」の二つの要素からなる。明確に認識したい。政府間関係を律する補完性の原理からいっても、広域政府による垂直補完にとどまらず、その前段に基礎政府間の水平補完をまず位置づけるのが筋であろう。活用できる連合自治の制度はすでに存在するのだから、とくに北海道など合併の進まない地域の市町村は、多様な事務・政策の領域で果敢に実践すべきである。

肩上がりの財政のもとで、自治体内ですべてを完結させるフルセット型の政策志向が常態化した。第三は非民主性。広域行政は市民統制が効かないという批判も古くから続いてきた。だが、これらの問題状況は今日大きく様変わりしている。集権は分権にシフト。ヨーロッパ諸国を見ても、分権が実現すれば政策の自由度を高めた自治体による連合自治の流れは必然化する。財政はまさに惨状でこの窮迫状況は今後も続くから、連合自治による補完がなければ、必要な政策の質と量は

追求すべき連合自治は合併への対抗策ではない。基礎自治のあり方を多様化、効率化することによって市町村を強化するとともに、今後の状況変化に柔軟かつ的確に対応することが目的である。市町村には①自立②合併③自立十連合④合併十連合一など、多様な選択肢が広がる。連合自治の成熟は、新たな地域コミュニティの創造を意味するから、結果として必然性のある市町村合併を生み出す土壌を開拓する。ことにもつながるであろう。